

子家発 0701 第 2 号
令和 3 年 7 月 1 日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管課長 殿
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

支援対象児童等見守り強化事業の活用促進について（依頼）

平素より、児童福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による長期間にわたる外出自粛等による児童虐待や配偶者からの暴力等への懸念に対処するため、令和 2 年度補正予算において、支援対象児童等見守り強化事業を計上し、令和 3 年度においても事業を継続して実施できることとしている。先般、1 回目の交付申請を受け付けたところであるが、今後も引き続き交付申請を受け付けることとしているので、各自治体におかれては、本事業の積極的な活用をお願いする。

本事業は、子ども食堂、子ども宅食、学習支援など地域の実情に応じた活動を通じた子ども等の見守り活動に係る経費を補助することとしており、地域における子どもの見守り体制の強化に向け、柔軟に活用できる有効な事業である。さらに、本年 6 月 18 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（いわゆる「骨太の方針」）においても「子供の貧困の解消を目指し、子ども食堂・子ども宅食・フードバンクへの支援、地域における居場所づくり、見守り支援等を推進する。」旨、明記されているところであり、地域における子どもの見守り体制を強化する上で、本事業が果たす役割は大きいと考えている。

指定都市・中核市におかれては、これらを踏まえ、本事業の積極的な活用を検討いただくとともに、都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して、本事業を周知いただくとともに、活用に向けた働きかけをお願いする。

追加交付申請にあたっては、各自治体において予算計上の見込みにある計画段階でも受け付けることとしているので、本事業の早期実施に向けて必要な準備を進めていただくようお願いする。（追加交付申請は、一律の〆切等は設けていないことから、追加交付申請の必要が生じた場合には、下記、家庭福祉課予算係まで随時相談されたい。）

併せて、事業の実施や交付申請手続き等について疑義が生じた場合には以下担当まで連絡されたい。

なお、本事業の運用にあたり、一部、活用しやすいよう改善を図ったので、その内容(Q&A)(別添)について参照されたい。

また、別途、周知しているとおり、本事業に係る自治体向けのオンラインセミナーを順次、開催することとしているので、こちらへの積極的な参加をお願いします。

【連絡先】

(事業内容に関するお問い合わせ)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・虐待防止対策推進室

TEL：03-5253-1111(代表)調整係(内4896・4862)

(申請手続きに関するお問い合わせ)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

TEL：03-5253-1111(代表)予算係(内4877)

(別添)

Q 本事業の対象児童は、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童等に限られるのか。

A 本事業の対象は、「要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等」であり、これは要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子どもだけではなく、地域社会から孤立しがちな子育て家庭や妊娠や子育てに不安感を持つ家庭等の子どもや妊婦も含まれます。

Q 本事業の実施者である民間団体等は、要保護児童対策地域協議会の構成員である必要があるか。

A 本事業の実施者である民間団体等は、必ずしも要保護児童対策地域協議会の構成員に限定されるものではありません。

Q 本事業の事業内容について

A 実施要綱の4でもお示ししているとおり、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどして、以下の(1)を実施し、必要に応じて(2)から(4)を実施することになります。

- (1) 子ども等の状況の把握
- (2) 食事の提供(配達等を含む。)
- (3) 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- (4) 学習習慣の定着等の学習支援

Q 本事業の実施に当たり、市町村や民間団体等はどのような取組を行う必要があるか。

A 市町村は、民間団体等のスタッフが家庭を訪問するなどして把握した、支援対象児童等の様子や家庭状況等について、適宜、情報共有を図る必要があります。また、民間団体等の連絡により、確認した情報については、必要に応じて関係機関で情報共有を行うとともに、必要な支援・措置につなげる必要があります。

Q 支援対象児童等の見守りを行うには、どのような方法が可能か。

A 支援対象児童等の状況の把握に当たっては、居宅への訪問のほか、感染症拡大防止の観点から ICT 機器を活用した通信手段を用いるなどして状況の把握を行うことも可能です。

なお、事業実施に当たり、対象家庭への周知等を行うに際しても同様の手段で行うことが可能です。

Q 補助基準額の「1か所当たり」とは何を指すのか。

A 1か所当たりとは、1事業所を指します。したがって、1法人が複数の事業所を実施する場合は、事業所ごとに補助基準額を算定して差し支えない。

(例) A市内において、B法人がC, D, Eの複数事業所において事業を実施する場合

| <事業実施法人> | <事業所名> | |
|-----------|----------|---|
| B法人 が運営する | C子ども食堂 | … |
| | D子ども宅食団体 | … |
| | E子育て支援団体 | … |

事業所 (C, D, E) ごとに
補助基準額の算定が可能

Q 補助対象費用について、具体的にどのような経費が対象になるか。

A 民間団体等の支援スタッフの person 費や訪問に係る経費など事業実施に係る経費が対象になります。

例)

訪問人員の person 費や食品・日用品の購入費

食品企業などからの 寄付物品の受け入れのための輸送費やレンタカー代

食料品の宅配に係る費用 (交通費、ガソリン代、コインパーキングの駐車場代など)

梱包や食品保健のための保管費用、会場費

事務局機能の費用 (支援開始の準備、食品・日用品等の手配や支援対象児童等の状況の管理等を行うスタッフの person 費等)

Q 本事業に必要な備品（机、椅子、冷蔵庫等）を購入することは可能か。

A 本事業の交付要綱5（4）の規定及び各自治体が定める備品購入に係る諸規定に基づき、備品の購入をしていただいて差し支えない。

※ 参考

○ 児童虐待・DV対策等総合支援事業費（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業等（令和2年度補正予算分）分）の国庫補助について（抄）（令和2年5月22日付 厚生労働省発子第0522第33号 厚生労働事務次官通知）

5（4） 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（抄）（昭和三十年法律第百七十九号）

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）（昭和三十年政令第205号）

第13条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

一 不動産

二 船舶、航空機、浮標、浮き橋及び浮ドック

三 前二号に掲げるものの従物

四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの

五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

第14条 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合

二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

Q 他事業による補助等を受けている場合、本事業の対象になるか。

A 実施要綱の8でもお示ししているとおり、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合は、本事業の補助対象とはなりません。

Q 事業実施にあたり、支援対象児童等の情報を民間団体に提供することは可能か。

A 民間団体等への情報の提供にあたっては、例えば、当該団体を要保護児童対策地域協議会の構成員とすること[※]や当該団体と協定等を締結するなどの方法により、守秘義務を課すことで、事業実施に必要な情報を提供することが可能と考えられます。

なお、実施要綱の7でもお示ししているとおり、事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはなりません。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様です。本事業を実施する市町村は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導する必要があります。

※ 参考

○ 児童福祉法（抄）（昭和22年法律第164号）

第25条の5 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

○ 「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）（抄）

（平成29年3月31日付け雇児発0331第47号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

第1章 市町村における子ども家庭支援の基本

第5節 要保護児童対策地域協議会の役割・機能

(2)③ 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等に対し守秘義務を課すとともに、要保護児童対策地域協議会は、支援対象児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

と規定されている。

特に、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等に守秘義務が課せられたことにより、民間団体をはじめ、法律上の守秘義務が課せられていなかった関係機関等の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が期待されている。

Q 厚生労働省が作成している本事業の概要資料にある「市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって」という趣旨はどのようなものか。

(答)

本事業は、「新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっている」ことに対応するために実施するものです。

お尋ねの記述は、こうしたことから、もともと児童福祉法により市区町村における虐待対応の中核として位置づけられている「要保護児童対策地域協議会」について、その事実関係を記載したものです。

なお、本事業により助成対象となる民間団体等については、必ずしもこの「要保護児童対策地域協議会」の構成員となる必要があるわけではありません。例えば、子ども宅食等の取組を行う団体が、要保護児童を発見した場合に要対協に報告するといった関わりでも問題ないと考えており、市区町村の判断により、地域や当該民間団体の実情に応じた関わりをしていただければ差し支えないと考えています。

Q 本事業の担い手である民間団体等は、気になる子ども等を新たに発見したら必ず市区町村に情報提供・通告をしないとイケないのか。

(答)

お見込みのとおりです。

ただし、本事業については、地域の実情に応じた実施が重要であることから、国として情報提供・通告の方法等を含めた事業実施についての基準をお示しする予定はありません。

Q 本事業は、市区町村の虐待対応部署が実施すべき事業なのか、それとも子育て支援や子どもの貧困対策等を所管する部署が実施すべき事業なのか。

(答)

- 1 一般的に、国の補助事業の実施に当たって、市区町村のどの部署が所管すべきかといったことについて、国は見解を示す立場にはありません。地方自治体の状況を踏まえ、実施する事業内容に鑑みて最適の実施部署をご判断いただくべきものと考えます。
- 2 本事業については、気になる子ども等を発見した場合に、民間団体等が市区町村に情報提供・通告をすることが求められるというような事業の趣旨に鑑み、市区町村において地域の実情に応じて検討いただければと考えています。

Q 管内に事業を実施できる民間団体がない。公募を行い、応募してくる事業者があったとしても、その団体との間に接点がなかった場合、高度な個人情報を取り扱うことになる本事業の実施主体に選定することは困難である。

(答)

- 1 各市区町村と個別の民間団体等の関係については、国として状況を承知してはおりませんので、各市区町村の実情に応じた事業実施を検討して頂ければと考えておりますが、公募による事業者の選定が難しいということであれば、各市区町村の社会福祉協議会に相談するというところもあろうと考えられます。
- 2 なお、厚生労働省としては、市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）において、児童虐待防止の取組に当たって、日頃から子育て支援を行う民間団体等との連携の推進をお願いしているところです。

○市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）（抄）

（平成 29 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 47 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

第 5 章 関係機関等との連携

第 19 節 民間団体との関係

- (1) 児童虐待防止法においては、「関係機関及び民間団体との連携の強化」に努めなければならないとされている。子ども虐待防止の取組においては、より多くの担い手が必要であるため、子ども虐待防止や子育て支援のための活動を行っている民間団体との連携について、積極的に考慮する。また、非行防止の取組については、非行防止に関する民間ボランティアとの連携について、積極的に考慮する。
- (2) 具体的な連携に当たっては、当該民間団体の有する専門性などに応じ、地域の実情に応じた柔軟で多様な連携を図る。例えば、個別のケースにおける見守り的な支援などの役割を民間団体が担うことが考えられる。
- (3) 個人情報の保護には十分な配慮が必要であるが、そのことのみを理由として、連携に消極的となるべきではない。情報共有と守秘に関する協定を締結したり、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、個人情報の保護に配慮した具体的な連携方策を検討すべきである。

Q 令和 2 年 7 月 8 日付自治体向け Q & A において、補助対象経費の一つとして、「食品・日用品」が例示されているが、具体的にどのような食品や日用品が補助対象となるのか示してほしい。

(答)

国としては、社会通念に照らして不適切でない限り、どのような食品・日用品が補助対象になるのかについては、自治体においてご判断いただければと考えています。

目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する必要がある。また、未就園児は、地域の目が届きにくく、子どもの状況を把握することが困難な場合もあることから、母子保健施策等の必要な支援につなげるための取組を強化する必要がある。
- そのため、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」について、安定的実施に向けて、引き続き財政支援を行う。

補助基準額

1か所当たり：9,723千円
 ※民間団体等の支援スタッフの person 費、訪問経費など事業実施に係る経費

補助率

国：10/10（定額）

実施主体

市町村（特別区含む）

